

電気自動車導入補助金交付要綱

(令和7年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 一般財団法人淡路島くにうみ協会（以下「協会」という。）は、「あわじ環境未来島構想」の柱の一つである「エネルギーの持続」を推進するため、エネルギー効率が良く、CO₂削減効果の高い電気自動車の普及促進に向けて、電気自動車を購入又はリースによって導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

「電気自動車」とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車（道路運送車両法（1951年（昭和26年）法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 協会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、電気自動車導入に要する経費の一部を補助するものとし、補助金の交付対象となる者については別表1のとおりとする。

(補助対象自動車の要件)

第4条 補助対象自動車は、別表2に定める要件にすべて適合するものとする。

(交付対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表3に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表4に定める書類を添えて、協会に対し、事業の完了（自動車検査証の「登録年月日／交付年月日」）又は、令和8年2月27日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 協会は、補助金の交付申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助の適否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 協会は、補助金の交付決定をした場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合においては、協会の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業に要する経費の使用方法に関すること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、協会の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに協会に報告してその指示を受けるべきこと。

3 協会は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者（第7条に定める交付決定を受けた者をいう、以下同じ）は、協会の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で協会に報告しなければならない。

(事業の変更の承認申請)

第9条 補助事業者は、第7条第2項第1号の規定による協会が附した条件に基づき、補助事業の内容の変更について協会の承認を得ようとするときは、補助金内容変更承認申請書（様式第4号）を協会に提出しなければならない。

(事業の変更の承認)

第10条 協会は、前条の変更の申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、補助金内容変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助事業者は、第7条第2項第3号の規定による協会が附した条件に基づき、補助事業の中止又は廃止について協会の承認を得ようとするときは、補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を協会に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認)

第12条 協会は、前条の中止又は廃止の申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、補助金中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第8号)に別表5に定める書類を添えて、協会に対し、補助事業完了日(自動車検査証の「登録年月日/交付年月日」)から起算して30日以内又は令和8年3月27日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 ただし、前項において代金の支払い事務手続きの関係で、1ヶ月以内に車両代金の支払いが完了しない場合は、例外的に、補助事業完了日(自動車検査証の「登録年月日/交付年月日」)から起算して60日以内又は令和8年3月27日のいずれか早い日までの提出を認める。

(是正命令等)

第14条 協会は、前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第8条の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第13条の規定に従って改めて実績報告をしなければならない。

(補助金交付額の確定)

第15条 協会は、補助金実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 協会は、確定した補助金の額が、交付決定額（第10条第1項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金交付の請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付額確定通知書を受領したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第10号）により交付を請求するものとする。

- 2 協会は、前項の請求があつたときは、速やかに当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第17条 協会は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- 2 協会は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 協会は、前条第1項の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 協会は、第15条の補助金額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 協会は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した電気自動車を協会の承認を受けな
いで、補助金の交付の目的、要件に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け
し、使用の本拠を変更し又は担保に供する処分を行ってはならない。ただし、事
業完了後、協会が別表6に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項に定める財産処分の制限期間内に補助事業により取得した
電気自動車を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第12号）を協
会に提出し、承認を得なければならない。

3 協会は、前項の財産処分申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及
び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、財産
処分承認通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

4 協会は、第2項の申請を承認する場合において、交付した補助金のうち第1項
の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則と
して返還させることとする。

(リース契約の中途解約)

第20条 補助事業者は、電気自動車に係るリース契約を中途解約しようとするとき
は、リース契約中途解約承認申請書（様式第14号）を協会に提出し、承認を得な
なければならない。

2 協会は、前項のリース契約中途解約承認申請があった場合には、当該申請に係
る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否
かを決定し、リース契約中途解約承認通知書（様式第15号）により、補助事業者
に通知するものとする。

3 協会は、第1項の申請を承認する場合において、交付した補助金のうちリース
契約を中途解約した日から当初のリース契約終了日までに相当する分を原則と
して返還させることとする。

(協会による調査)

第21条 協会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業により取
得した電気自動車の保有に関する調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、協会が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに
協力しなければならない。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(取扱に関わる事項)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

別表 1

説 明	内 容
補助金交付対象者の要件	次の(1)(2)(3)のいずれかの要件に適合する者であること。 (1) 洲本市・南あわじ市・淡路市内に住所を置く個人 (2) 洲本市・南あわじ市・淡路市内に事務所若しくは事業所を有する事業者（法人又は個人事業者） (3) 洲本市・南あわじ市・淡路市内に住所を置く個人又は洲本市・南あわじ市・淡路市内に事務所若しくは事業所を有する事業者（法人又は個人事業者）に対して電気自動車をリースにより貸出しするリース事業者 ※ 1 国・地方公共団体及び国又は地方公共団体が 50%以上出資する法人等を除く ※ 2 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行うものを除く

別表 2

説 明	内 容
補助対象自動車の要件	(1) クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則（別表 1）銘柄ごとの補助金交付額【電気自動車】に掲げる「普通自動車」「小型・軽自動車」「普通貨物・小型貨物・軽貨物」であること。 (2) 新車であること。（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 27 日までの間に新車新規登録又は新車新規検査届出が行われるものであること。） (3) 洲本市・南あわじ市・淡路市内に使用の本拠の位置を置くこと。 (4) 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。 (5) 補助対象の電気自動車の製造者が自ら使用する車両でないこと。

別表 3

説 明	対象者	補助金の額	補助対象経費
補助金の額	洲本市・南あわじ市・淡路市内に住所を置く個人	・ 1 台当たり 100 千円 (上記金額を定額補助する。)	- 電気自動車の購入に係る経費（車両本体価格のみ対象） ※ 消費税及び地方消費税相当額を除く
	洲本市・南あわじ市・淡路市内に事務所若しくは事業所を有する事業者（法人又は個人事業者）		
	洲本市・南あわじ市・淡路市内に住所を置く個人又は洲本市・南あわじ市・淡路市内に事務所若しくは事業所を有する事業者（法人又は個人事業者）に対して電気自動車をリースにより貸出しするリース事業者		- 電気自動車のリースに係る経費（車両本体価格のみ対象） ※ 消費税及び地方消費税相当額を除く - リース契約初年度に左記補助金の額を一括リース会社に補助

※リース期間は原則処分制限期間以上であること。

※リース期間が処分制限期間に満たない場合は当該期間に応じた割合により補助額を算定する。

※導入する電気自動車には協会から支給する普及啓発ステッカー（別表 7 のイメージ）を貼付すること。

別表 4

説 明	内 容
補助金交付申請書 添付書類	(1) 申請者を確認する書類 【個人の場合】 住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの） 【法人又は個人事業者の場合】 申請者の営む主な事業及びその内容を記した書面 （法人の場合は法人格を有することを証する書類（商業・法人登記簿謄本等）、個人事業者の場合は所得税確定申告書控え等（電子申告（e-Tax）の場合は e-Tax 受信通知の写し、書面申告の場合は申告書等情報取得サービス等の利用により、提出年月日の確認できるもの、当年に開業した場合は、個人事業の開業届出書（税務署の受付等が確認できるもの）） 【リースの場合】 リースにより電気自動車を借り受ける者（リース契約者）に関する書類 （上記【個人の場合】【法人又は個人事業者の場合】に準じる） (2) 補助対象自動車の売買契約書（リースの場合、リース契約書）又はこれに代わるもの（割賦販売契約の場合は、割賦販売契約書も併せて添付） ※車両本体価格（税抜）がわかるもの (3) （リースの場合）貸与料金の算定根拠明細書 (4) その他協会が必要と認める書類

別表 5

説 明	内 容
補助金実績報告書 添付書類	(1) 補助対象自動車の支払証拠書類 ※車両本体価格（税抜）がわかるもの （ローン支払いの場合は、ローン契約書の写し） (2) 補助対象自動車の自動車検査証の写し (3) 写真（自動車登録番号標又は車両番号標及び普及啓発ステッカー（別表 7 のイメージ）の写ったもの） (4) （リースの場合）リース契約書の写し (5) 申請者の債権者登録書及び通帳の写し (6) その他協会が必要と認める書類

別表 6

説 明	内 容				
財産処分の 制限期間		自家用車両		運送事業用・貸自動車業用・ 自動車教習所用車両	
		区分	処分制 限期間	区分	処分制 限期間
	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4 年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4 年
				道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3 年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4 年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量が 2 トン超のもの	4 年
				道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量が 2 トン以下のもの	3 年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が、軽自動車のもの	4 年	道路運送車両法上の自動車の種別が、軽自動車のもの	3 年
	※自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両				
	※貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。				
	※自動車検査証に記載のある「登録年月日／交付年月日」から起算して該当する期間を財産処分の制限期間とする。				
	※上表に該当しない車両の場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（1965年（昭和40年）大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して個別に判断する。				

別表 7



※普及啓発ステッカーは、導入する電気自動車 1 台につき 1 枚を協会から支給する。

※普及啓発ステッカーの貼付位置は車体バックドアもしくは左リアドア付近の周囲から見やすい位置とし、その他任意の位置への貼付については、事前に協会と協議することとする。